

## Vol.12-1 2024 年 7 月 18 日発行

## 第 11 回あはき師および柔整師等の広告に関する検討会開催 検討会は今回で締めくくりパブリックコメントへ 「整骨院」名称問題は行政・現場判断

厚生労働省は、2024(令和6)年7月12日に第11回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師(あはき師)および柔道整復師(柔整師)等の広告に関する検討会(座長:福島統 東京慈恵会医科大学特命教授)をハイブリット形式で開催した。

柔整業界が強く要望した柔整師の施術所名の「整骨院」使用問題は、広告ガイドラインには「整骨院」を 記載せず地方行政機関に判断を委ねるとした上で、ガイドライン内容が今回でまとまったとして検討会を締め くくった。この後は検討会で了承された事項を勘案したガイドラインを作成し、パブリックコメントへ移行、 施行に向け進行する。

## 「整骨院名称問題」

厚労省の広告に関する検討会の事務局は、これまでの議論で方向性が固まっていた柔整師の施術所名「整骨院」の使用禁止問題に関して、今回も議案の1番目の議題として提示した。

議題検討の前に公益社団法人日本柔道整復師会構成員は、整骨に関する歴史と全国柔道整復師統合協議会を含めた整骨院の名称は全体の現在 57・8%を占めていることなどを示し、いままで通り「整骨」を使用したい旨を再度要望した。

事務局側の資料では論点として「整骨院」の名称について、ガイドラインにおいてはどのように取り扱うかとし、考えられる取扱いの例として次の3点が掲げられた。

- ① ガイドラインに広告可能な名称の例として「整骨院」を記載する
- ② ガイドラインに広告不可な名称の例として「整骨院」を記載する
- ③ ガイドラインには記載しない

構成員からは「先ほどの話では整骨は昔からあるのならなぜ柔整師法を作るときに入れなかったのか」「今まで『接骨院』の名称が良いと統一されていた議論を覆すことになる」「議論が覆されることにより他の検討会等にも影響する」「法律上はほねつぎ、接骨は院の名称となっていない」などの意見が出された。

ガイドラインでの取扱いについては「広告不可な名称」は一部の構成員から出されたが、「記載しない」との意見が多かった。事務局側は「記載しない」ことは、届出等を受理する都道府県や市町村の行政機関の判断になり、今まで通りの取り扱いとなるとした。



第11回あはき師および柔整師等の広告に関する検討会

医事課長は議論の後半、「長い間検討していただいたガイドライン発出を優先させたい。そのために時間のかかる整骨院の名称問題はガイドラインに記載しないこととし、記載しないことで行政機関が混乱しないように検討会でどのような議論があったか伝えたい」と述べ議論は沈静化した。

次の議題は広告ガイドラインの内容。内容は規制の 趣旨、対象範囲、広告可能な事項、禁止広告、相談・ 指導等の方法、インターネット上のウェブサイトなど や無資格者の行為に関する広告と幅広い。

まず、事務局側から前回までに修正意見が出されて それを反映した部分の報告があった。構成員からは修 正の要望意見やガイドライン実施する上での要望が出 された。

意見、要望が一通り出された後で、座長は「今回は大きな修正案や要望がなかったことから、内容の了承を得たものと考えます。今までの議論を考慮した上でガイドラインを次のステップへと進めさせていただきます」と検討会を今回で締めくくる挨拶をした。

事務局は広告ガイドラインを早ければ年度内に実施したいとしている。



## Vol.12-2 2024 年 7 月 18 日発行

今回の傍聴席には柔整団体の重鎮や業界に詳しい国会議員も顔をそろえていた。「整骨院」の名称使用禁止に反対し、署名活動も行っていた柔整団体は名称問題の行方を確認するために参加したのだろう。

厚労省事務局は広告ガイドライン施行を優先するため、「『整骨院』を広告ガイドラインには記載しない」 ことで構成員の顔を立て、柔整師側には届出等を受理する行政機関の判断とし、今まで通り整骨院を許容する 取り扱いになるよう両者の顔を立てたように感じる。結果、あいまいな状態で接骨院問題は収束した。

資格者のもう一つの懸念材料であった無資格者の広告については、事務局担当者は「あはき法、柔整師法で無資格者を取り締まることができないため、ガイドラインでしてはいけないなどの表現はできない。そのため『関係団体等による自主的な取り組みを促す』といった文言を記載、その上で広告に掲載すべきでない事項も掲載した」と語った。

工夫次第でもう少し強い表現にできたと思うだけに残念な気がした。